

○電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(第一種指定電気通信設備の基準等)</p> <p>第二十三条の二 法第三十三条第一項の指定は、告示によつてこれを行う。この場合において、総務大臣は、当該指定を受けることとなる設備を設置する電気通信事業者にその旨を通知するものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 法第三十三条第一項の電気通信設備であつて総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 符号（電気通信役務の制御又は端末の認証等を行うための信号（以下単に「信号」という。）を除く）、音響若しくは影像の交換 <u>音響又は影像の交換</u> 若しくは 映像 <u>纏集</u> 又は通信路の設定（以下「交換等」という。）の機能を有する電気通信設備（以下「交換等設備」という。）であつて次に掲げるもの</p> <p>イ 固定端末系伝送路設備を直接収容するもの（以下「第一種指定端末系交換等設備」という。）</p> <p>ロ 第一種指定端末系交換等設備以外の交換等設備であつて、当該単位指定区域内における通信を行うもの（以下「第一種指定中継系交換等設備」という。）</p> <p>二 伝送路設備であつて次に掲げるもの</p> <p>イ 第一種指定端末系交換等設備が設置されている建物（以下「第一種指定市内交換局」という。）間に設置される伝送路設</p>	<p>(第一種指定電気通信設備の基準等)</p> <p>第二十三条の二 法第三十三条第一項の指定は、告示によつてこれを行う。この場合において、総務大臣は、当該指定を受けることとなる設備を設置する電気通信事業者にその旨を通知するものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 法第三十三条第一項の電気通信設備であつて総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 符号（電気通信役務の制御又は端末の認証等を行うための信号（以下単に「信号」という。）を除く）、音響若しくは影像の交換 <u>音響又は影像の交換</u> 若しくは 映像 <u>纏集</u> 又は通信路の設定（以下「交換等」という。）の機能を有する電気通信設備（以下「交換等設備」という。）であつて次に掲げるもの</p> <p>イ 固定端末系伝送路設備を直接収容するもの（以下「第一種指定端末系交換等設備」という。）</p> <p>ロ 第一種指定端末系交換等設備以外の交換等設備であつて、当該単位指定区域内における通信を行うもの（以下「第一種指定中継系交換等設備」という。）</p> <p>二 伝送路設備であつて次に掲げるもの</p> <p>イ 第一種指定端末系交換等設備が設置されている建物（以下「第一種指定市内交換局」という。）間に設置される伝送路設</p>

備（以下「第一種指定市内伝送路設備」という。）

ロ 第一種指定市内交換局と、第一種指定中継系交換等設備が設置されている建物（以下「第一種指定中継交換局」という。）との間に設置される伝送路設備（以下「第一種指定中継系伝送路設備」という。）

三 第一種指定端末系伝送路設備及び前二号の設備により提供される電気通信役務に係る情報の管理、電気通信役務の制御及び端末の認証等を行うための設備

四 前二号に掲げるもののほか、交換等設備、伝送路設備又は端末設備であつて当該設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に不可欠なもの

第二十三条の三（略）

（第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準）

第二十三条の四 法第二十三条第四項第一号イの総務省令で定める箇所は、次のとおりとする。

一 第一種指定端末系伝送路設備における、利用者の電気通信設備の側の箇所

二 第一種指定市内交換局に設置される主配線盤であつて次に掲げるもの

イ 電気信号の伝送に係るもの

ロ 光信号の伝送に係るもの

備（以下「第一種指定市内伝送路設備」という。）

ロ 第一種指定市内交換局と、第一種指定中継系交換等設備が設置されている建物（以下「第一種指定中継交換局」という。）との間に設置される伝送路設備（以下「第一種指定中継系伝送路設備」という。）

三 第一種指定端末系伝送路設備及び前二号の設備により提供される電気通信役務に係る情報の管理、電気通信役務の制御及び端末の認証等を行うための設備

四 前三号に掲げるもののほか、交換等設備、伝送路設備又は端末設備であつて当該設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に不可欠なもの

第二十三条の三（略）

（第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準）

第二十三条の四 法第二十三条第四項第一号イの総務省令で定める箇所は、次のとおりとする。

一 第一種指定端末系伝送路設備における、利用者の電気通信設備の側の箇所

二 第一種指定市内交換局に設置される主配線盤であつて次に掲げるもの

イ 電気信号の伝送に係るもの

ロ 光信号の伝送に係るもの

三 第一種指定市内交換局に設置される伝送装置における、第一種指定端末系伝送路設備の反対側の箇所

四 第一種指定市内交換局に設置されるインタフェース加入者モジュール（主として音声伝送役務の提供に用いられる第一種指定端末系交換等設備であつて電話役務の提供に用いられる設備を除くものをいう。）における、第一種指定端末系伝送路設備の側の箇所

五 第一種指定市内交換局において、第一種指定市内伝送路設備又は第一種指定中継系伝送路設備と第一種指定端末系交換等設備との間に設置される伝送装置

六 第一種指定市内交換局に設置される第一種指定端末系交換等設備における、第一種指定端末系伝送路設備の側の箇所

七 第一種指定中継交換局に設置される光信号の伝送に係る主配線盤

八 第一種指定中継交換局において、第一種指定中継系伝送路設備又は当該第一種指定中継系交換等設備の設置される単位指定区域と異なる単位指定区域に設置されている第一種指定中継系交換等設備間の伝送路設備と第一種指定中継系交換等設備との間に設置される伝送装置

~~九 第一種指定中継交換局に設置されるイーサネットスイッチ（イーサネットのフレームを交換するための電気通信設備をいう。）~~

~~十 第一種指定市内交換局又は第一種指定中継交換局に設置されるルータ（インターネットプロトコルにより符号を交換するため~~

三 第一種指定市内交換局に設置される伝送装置における、第一種指定端末系伝送路設備の反対側の箇所

四 第一種指定市内交換局に設置されるインタフェース加入者モジュール（主として音声伝送役務の提供に用いられる第一種指定端末系交換等設備であつて電話役務の提供に用いられる設備を除くものをいう。）における、第一種指定端末系伝送路設備の側の箇所

五 第一種指定市内交換局において、第一種指定市内伝送路設備又は第一種指定中継系伝送路設備と第一種指定端末系交換等設備との間に設置される伝送装置

六 第一種指定市内交換局に設置される第一種指定端末系交換等設備における、第一種指定端末系伝送路設備の側の箇所

七 第一種指定中継交換局に設置される光信号の伝送に係る主配線盤

八 第一種指定中継交換局において、第一種指定中継系伝送路設備又は当該第一種指定中継系交換等設備の設置される単位指定区域と異なる単位指定区域に設置されている第一種指定中継系交換等設備間の伝送路設備と第一種指定中継系交換等設備との間に設置される伝送装置

九 第一種指定中継交換局に設置されるルータ（インターネットプロトコルにより符号を交換するための電気通信設備をいう。）

の電気通信設備をいう。)

十一 信号用中継交換機 (信号の交換を行う設備をいう。) の設置の場所と同一の建物内に設置される信号用伝送装置並びに第一種指定市内交換局及び第一種指定中継交換局に設置される信号用伝送装置

2・3 (略)

(届出を要しない機能)

第二十四条の五 法第三十六条第一項の総務省令で定める機能は、次のとおりとする。

一〜十二 (略)

十三 ~~インターネットスイッチによりインターネットのフレームを交換するための機能~~

十四 ~~SIPサーバ (IPアドレス (インターネットプロトコル) による通信を行うための電気通信設備を識別するために割り当てられる番号をいう。) の付与、電気通信業務の品質を分類し帯域を確保するための制御、インターネットプロトコルによるパケット伝送の制御又は固定端末系伝送設備の認証等を行う設備をいう。) によりセッション制御 (呼を制御するためのプロトコルにより通信の確立又は切断を制御することをいう。) を行うための機能~~

附 則

~~この省電気通信事業法施行規則~~及び接続料規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

○接続料規則 (平成十二年郵政省令第六十四号)

十一 信号用中継交換機 (信号の交換を行う設備をいう。) の設置の場所と同一の建物内に設置される信号用伝送装置並びに第一種指定市内交換局及び第一種指定中継交換局に設置される信号用伝送装置

2・3 (略)

(届出を要しない機能)

第二十四条の五 法第三十六条第一項の総務省令で定める機能は、次のとおりとする。

一〜十二 (略)

改正案	現行
<p>(用語)</p> <p>第二条 この省令において使用する用語は、法、電気通信事業法施行規則(昭和六十年郵政省令第二十五号)、電気通信事業会計規則(昭和六十年郵政省令第二十六号)及び第一種指定電気通信設備接続会計規則(平成九年郵政省令第九十一号。以下「接続会計規則」という。)において使用する用語の例による。</p> <p>2 この省令において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〜三 (略)</p> <p>四 一般第一種指定收容ルータ 第一種指定端末系交換等設備に該当するルータであつて SIPサーバと連携してセッション制御の機能を提供するものをいう。</p> <p>五 一般第一種指定中継ルータ 第一種指定中継系交換等設備に該当するルータであつて一般第一種指定收容ルータと相互に対向するものをいう。</p> <p>六 一般第一種指定ルータ 一般第一種指定收容ルータ及び一般第一種指定中継ルータをいう。</p> <p>七 特別第一種指定收容ルータ 第一種指定端末系交換等設備に該当するルータであつて一般第一種指定收容ルータ以外のものをいう。</p> <p>八 特別第一種指定中継ルータ 第一種指定中継系交換等設備に該当するルータであつて一般第一種指定中継ルータ以外のものをいう。</p>	<p>(用語)</p> <p>第二条 この省令において使用する用語は、法、電気通信事業法施行規則(昭和六十年郵政省令第二十五号)、電気通信事業会計規則(昭和六十年郵政省令第二十六号)及び第一種指定電気通信設備接続会計規則(平成九年郵政省令第九十一号。以下「接続会計規則」という。)において使用する用語の例による。</p> <p>2 この省令において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〜三 (略)</p>

いう。

九 特別第一種指定ルータ 特別第一種指定收容ルータ及び特別第一種指定中継ルータをいう。

十 IP電話 インターネットプロトコルを用いて音声伝送を行うことにより提供する電話の役務をいう。

十一 閉門交換機 第一種指定中継交換等設備と他の電気通信事業者の電気通信設備とを接続する場合においてこれらの設備の間に設置される第一種指定中継交換機であつて通信路を設定する機能、接続料の精算に係る情報を送信する機能及び発信者の電気通信番号を転送する機能を提供するものをいう。

十二 セルリレー装置 ATMデータ伝送方式(非同期転送モード)を用いてデータを伝送するための通信方式をいう。)によりセルを交換するための電気通信設備をいう。

十三・十四 (略)

第三条 (略)

(機能)

第四条 法第三十三条第四項第一号ロの総務省令で定める機能は、次の表の上欄及び中欄のとおりとし、それぞれの機能に対応した設備等を次の表の下欄に掲げる対象設備、これの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設(以下「対象設備等」という。)とする。

機能の区分	内容	対象設備
一〜六 (略)		
六の二 ルータ	一般收容 ルータ接 他の電気通信事業者の電 気通信設備を一般第一種	一般第一種 指定ルータ

四・五 (略)

第三条 (略)

(機能)

第四条 法第三十三条第四項第一号ロの総務省令で定める機能は、次の表の上欄及び中欄のとおりとし、それぞれの機能に対応した設備等を次の表の下欄に掲げる対象設備、これの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設(以下「対象設備等」という。)とする。

機能の区分	内容	対象設備
一〜六 (略)		
六の二 伝送機能	ルータ及び伝送路設備に より通信の交換並びに伝	ルータ及び 当該ルータ

<p>ング伝送機能</p>	<p>続ルータ イング伝送機能</p>	<p>指定收容ルータ（専らIP電話の提供の用に供されるものを除く）で接続する場合における一般第一種指定ルータ及び伝送路設備により通信の交換及び伝送を行う機能（SIPサーバと連携して提供するセッション制御の機能を除く）</p>	<p>及び当該一般第一種指定ルータに係る伝送路設備又はSIPサーバ</p>	<p>送を行う機能</p>	<p>に係る伝送路設備並びにこれと一体として設置される通信路の設定の機能を有する電気通信設備（交換設備を除く）</p>
	<p>一般中継ルータ 続ルータ イング伝送機能</p>	<p>他の電気通信事業者の電気通信設備を一般第一種指定中継ルータ（専らIP電話の提供の用に供されるものを除く）で接続する場合における一般第一種指定ルータ及び伝送路設備により通信の交換及び伝送を行う機能</p>	<p>特別第一種指定ルータ</p>		
	<p>特別收容ルータ 続ルータ イング伝送機能</p>	<p>他の電気通信事業者の電気通信設備を特別第一種指定收容ルータで接続する場合における特別第一種指定ルータ及び伝送路</p>	<p>特別第一種指定ルータ 及び当該特別第一種指定ルータに</p>		

八十四 (略)	七の二 ケーブル伝送機能	ケーブル装置及び伝送路設備により通信路の設定及び伝送を行う機能	ケーブル装置及び当該ケーブル装置に係る伝送路設備
七 (略)	七の三 イーサネットフレーム伝送機能	イーサネットスイッチ及び伝送路設備により通信路の設定及び伝送を行う機能	イーサネットスイッチ及び当該イーサネットスイッチに係る伝送路設備
			御を行った めの装置及び び符号等を 変換するた めの装置並 びにSIP サーバ

<p data-bbox="257 715 398 726">_____</p> <p data-bbox="257 1007 286 1018">_____</p> <p data-bbox="593 1061 1086 1093">G.992.1 Annex C . G.992.2 Annex</p> <p data-bbox="280 1109 302 1141">C</p> <p data-bbox="224 1342 448 1353">_____</p>	<p data-bbox="1205 715 1608 726">_____</p> <p data-bbox="1142 863 1971 874">_____</p> <p data-bbox="1142 911 1971 922">_____</p> <p data-bbox="1142 959 1870 970">_____</p> <p data-bbox="1142 1007 1171 1018">_____</p> <p data-bbox="1489 1061 1982 1093">G.992.1 Annex C . G.992.2 Annex</p> <p data-bbox="1176 1109 1198 1141">C</p>

